教務部長 山川 満夫

5月8日以降の授業における出欠等の取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)上の位置づけが 5 類感染症に変更されることに伴い、学校保健安全法施行規則 (昭和 33 年文部省令第 18 号)を改正することが国から示されました。 このことを踏まえ、令和 5 年 5 月 8 日以降における授業の出欠等の取扱いについて、下記のとおり 通知しますので、各部局の教職員に周知のうえ対応願います。

1. 登校停止の取扱いについて

登校停止の対象となる学生及び授業等の取扱いは以下のとおりとする。

登校停止となる学生	登校停止が不要となる学生
○新型コロナウイルス感染症に感染した学生	○濃厚接触者
	○風邪の症状がある学生
	○海外から日本に帰国(入国)した学生
<授業等の取扱い>	<授業等の取り扱い>
○学生が報告フォームで大学に報告する(各授業	○大学への報告は不要
担当者に情報共有される)	
○新型コロナウイルス感染症にかかった場合に	
おける登校停止の期間は、発症後5日を経過し、	
かつ症状軽快後1日を経過するまで	
○登校停止期間中の授業は「欠席扱い」としない	
○必要に応じて診断書・領収書・各種証明書等の	
提出を求めることができる	
○登校停止期間中の授業の代替措置として授業	
担当教員の判断により実施するレポートの提出や	
補講の受講を免除するものではない	